

保険金をお支払いする主な場合			お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
家財補償	以下の事故により保険の目的に損害が生じた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災・ひょう災・雪災（損害額が20万円以上となった場合） ⑤給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ ⑥建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 ⑦騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為、破壊行為		損害額 ^(注) 〔保険金額が限度〕	(1)家財補償の①～⑩の事故共通 (ア)ご契約者や被保険者の故意、重大な過失または法令違反 (イ)戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 (ウ)地震・噴火またはこれらによる津波 (エ)核燃料物質、放射能汚染による事故 (オ)ご契約者、被保険者が所有、運転する車両の衝突・接触 (カ)火災等の事故の際における紛失・盗難の損害 (キ)保険証券記載の借用住宅外での事故 (2)家財補償の⑩の事故 (ア)差押え、収用、没収、破壊等国・公共団体の公権力の行使 (イ)瑕疵(かし) (ウ)自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、ねずみ食い、虫食い等 (エ)加工、修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣 (オ)擦損、かき傷、塗料のはく落等の外観上の損傷または汚損で、機能に直接支障をきたさない損害 (カ)電氣的事故または機械的事故 (キ)詐欺または横領 (ク)土地の沈下、移動または隆起 (ケ)真空管、電球、ブラウン管等の管球類、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置等に単独に生じた損害 (コ)風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹き込み・混入 (サ)楽器の弦や打楽器の打皮に単独に生じた損害 (シ)楽器の音色、音質の変化 (ス)磁気テープ、磁気ディスク等(記録情報を含みます。)、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、携帯電話、ノートパソコン、ヨット、モーターボート、スカイダイビング、スノーボード、動物・植物等について生じた損害 (セ)家財の置き忘れ・紛失
	⑧盗難	家財の盗難	損害額 ^(注) 〔200万円限度〕	
		通貨の盗難	損害額〔20万円限度〕	
		預貯金証書の盗難(引出された預貯金のみ)	損害額〔200万円限度〕	
		普通自転車	損害額〔20万円限度〕	
	⑨水災	損害額が再調達価額の30%以上となった場合	損害額 ^(注) × 70%〔保険金額が限度〕	
		床上浸水を被り、損害額が再調達価額の15%以上30%未満の場合	保険金額 × 10%〔損害額 ^(注) が限度〕	
		床上浸水を被り、損害額が再調達価額の15%未満の場合	保険金額 × 5%〔損害額 ^(注) が限度〕	
	⑩上記①～⑨の事故以外の不測かつ突発的な事故 (破損・汚損 等)		損害額 ^(注) - 自己負担額3万円 (30万円限度)	
	費用保険金	臨時費用 上記①～⑦の事故により損害保険金を支払われる場合	損害保険金 × 10%	
		残存物取片づけ費用 上記①～⑦の事故により損害保険金を支払われる場合に、残存物の取片づけのために費用を支出したとき	実費〔損害保険金 × 10%が限度〕	
		ドアロック交換費用 上記⑧の事故により借用住宅の鍵が盗まれたことによりドアロックを交換した場合	実費〔41,000円限度〕	
		臨時宿泊費用 上記①～⑨の事故により借用住宅外にて臨時に宿泊したために費用を支出したとき	実費〔10泊まで15万円限度〕	
借家人賠償責任補償	火災、破裂・爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水濡れ事故によって、借用住宅が損壊し、被保険者がその借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合		負担する損害賠償金 (個人賠償責任保険金と合算して1,000万円限度)	・上記「(1)家財補償の①～⑩の事故共通」(イ)～(エ)に掲げる損害 ・ご契約者や被保険者の故意 ・被保険者の心神喪失または指図 ・借用住宅の改築、増築、取り壊し等の工事 ・被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任
	借用住宅内での被保険者の死亡により借用住宅が損害を受け、賃貸借契約に従った借用住宅の修理義務の履行を怠り、その借用住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合(死亡については、その原因を問いません)		負担する損害賠償金 (100万円限度、個人賠償責任保険金と合算して1,000万円限度)	
個人賠償責任補償	被保険者が、借用住宅の使用または管理に起因する偶然な事故や日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり、財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担した場合		負担する損害賠償金 (借家人賠償責任保険金と合算して1,000万円限度)	・上記「(1)家財補償の①～⑩の事故共通」(イ)～(エ)に掲げる損害 ・ご契約者や被保険者の故意 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族、別居の配偶者または別居の未婚の子に対する損害賠償責任 ・被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ・車両等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
修理費用補償	以下の事故により借用住宅が損害を受け、被保険者が貸主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合			(1)修理費用補償の各保険金共通 ・上記「(1)家財補償の①～⑩の事故共通」(イ)～(エ)に掲げる損害 ・ご契約者、被保険者、借用住宅の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反 ・ご契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有、運転する車両の衝突・接触 (2)破損・汚損等修理費用保険金 ・上記「(2)家財補償の⑩の事故」(ア)～(コ)に掲げる損害
	修理費用保険金	家財保障①～⑧の事故	実費〔100万円限度〕	
		窓ガラスの熱割れ	実費〔30万円限度〕	
		借用住宅内での被保険者の死亡	実費〔100万円限度〕	
	破損・汚損等修理費用保険金	修理費用保険金の事故以外の不測かつ突発的な事故	実費 - 自己負担額10,000円 〔10万円限度〕	

(注)家財の損害額は再調達価額によって定めます。ただし、保険の目的が貴金属・宝石・美術品等の場合は、時価額によって定めるとし、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。

○損害防止費用
上記家財補償の①～③の事故で保険金を支払われる場合で、損害の防止または軽減のために必要または有益な所定の費用を支出したときには、その実費を、上記の保険金とは別に、お支払いいたします。

お支払いの対象とならない主なもの

- ・自動車(自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車を含む)
- ・通貨・預貯金証書(盗難の場合には補償されます。)
- ・有価証券、商品券、切手・印紙等
- ・設計書、帳簿類、テープ・ディスク等に記録されているプログラム・データ等
- ・上記以外にもお支払いできない場合がありますので普通保険約款202407でご確認ください。

ご契約期間(保険期間)

- この保険のご契約期間(保険期間)は2年です。

その他ご注意いただきたいこと

- 生活の本拠として居住されていない他の住宅や事務所、店舗等にはこの保険はご加入できません。
- このパンフレットは、「マイコンシェル保険Ⅲ」*の概要を説明したものです。補償内容、支払条件等の詳細については、「普通保険約款202407」をご確認ください。
- お申し込みの際には、Web上でご契約のしおり(重要事項説明書)を必ずお読みください。
- 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収、ご契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご契約いただいで有効に成立した「マイコンシェル保険Ⅲ」*のご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

●クーリングオフについて

この保険契約は、お申し込み日または重要事項説明書の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、お申し込みの撤回をすることができます。詳細については、重要事項説明書記載のクーリングオフに関するご説明をご覧ください。

●この保険の保険料は、所得控除(地震保険料控除)の対象となりません。

※ヘーベルメソンの「マイコンシェル保険Ⅲ」は「賃貸住宅総合保険202407」のペットネームです。



普通保険約款202407はこちら



重要事項説明書はこちら

事故の際のご連絡、ご相談は、事故センター

0120-880-601

365日受付

までご連絡ください。

- 受付時間 9:00～20:00
- 万一事故が発生した場合はただちに事故センターまでご連絡ください。事故日から30日以内に通知がなかった場合、保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 保険金のご請求に関しては、弊社指定の書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは事故センターにご確認ください。

引受保険会社

旭化成ホームズ少額短期保険株式会社

〒101-8101 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング

TEL: 03-6899-3290

受付時間 10:00～12:00 / 13:00～17:00

(土・日・祝日、年末年始は除きます。)

AsahiKASEI

ヘーベルメソンの

マイコンシェル

My Concier

保険Ⅲ

【賃貸住宅総合保険202407】

4つの補償でしっかりサポート!

家財補償

借家人賠償責任補償

個人賠償責任補償

修理費用補償

この保険料は、所得控除(地震保険料控除)の対象となりません。

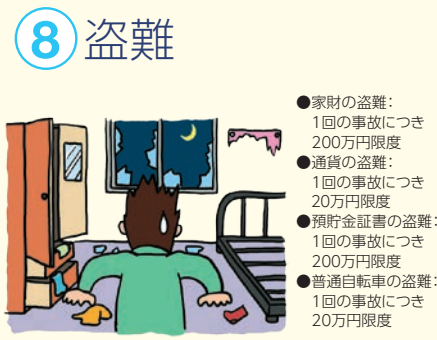
4つの補償でしっかりサポート！ ヘーベルメゾンの「マイコンシェル保険Ⅲ」!!

賃貸住宅にお住まいの際に起こる様々な事故は、金銭的な被害に加えて様々な心労が伴うため、日頃から事故に対する備えを万全にしておく必要があります。
ヘーベルメゾンの「マイコンシェル保険Ⅲ」は、日常生活で起こる「まさか!!」の事故を4つの補償でしっかりサポートいたします。



大切な家財を守る補償

火災、破裂・爆発、落雷をはじめさまざまな事故や自然災害により、
ご契約の対象である「家財」が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



その他こんな費用も お支払いします!!

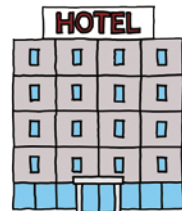
ドアロック 交換費用

借用住宅の鍵が盗まれた場合の
ドアロック交換に必要な実費
※1事故につき
41,000円を限度



臨時宿泊費用

上記①～⑨の事
故で借用住宅外
にて臨時に宿泊し
た費用
※10泊まで15万円限度



臨時費用保険金

残存物取片づけ費用 保険金

損害防止費用

生花用の花器を
誤って落とし割
れてしまった。

こんな事故が
多発しています!!

留守中に空巢
に侵入され、現
金、時計等を盗
まれた。

つなぎ放しにし
ていた洗濯機のホ
ースが蛇口から脱落、
自分の部屋を水浸
しにしました。

家主さんへの賠償を補償

火災や破裂・爆発、または給排水設備
に生じた事故に伴う水濡れによって、
借用戸室に損害を与え、家主さんに
対する法律上の損害賠償責任が生じ
た場合に、保険金をお支払いします。

火災により借用戸
室を焼失してしま
い、家主さんに対
して賠償責任を負
うことになった。



借家人賠償
責任補償

日常生活での賠償を補償

日常生活において、被保険者が他
人にケガをさせたり、他人の財物に
損害を与え、法律上の損害賠償責
任が生じた場合に、保険金をお支
払いします。

水漏れにより階下
の方に損害を与
えてしまい、賠償
責任を負うこと
になった。



個人賠償
責任補償

住まいの修理費を補償

●修理費用保険金

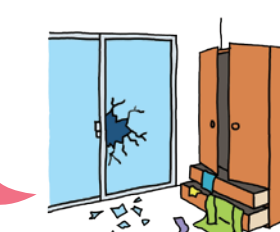
左記家財補償の①から⑧の事故により借用
住宅に損害が発生し、賃貸借契約等に基づ
き自己の費用で修理した場合に、100万円を
支払限度額として保険金をお支払いします。

窓ガラスの熱割れ

窓ガラスに熱割れが生じた際、自己の費用でこ
れを修理した場合に、1回の事故につき30万円
を支払限度額として保険金をお支払いします。

被保険者の死亡を原因とする汚損

被保険者の死亡を原因とする借用住宅内の汚損損害に対して、その
修理費用および遺品整理費用につき、合計額100万円を支払限度
額としてお支払いします。ただし、遺品整理費用のみの場合はお支払
いできません。



修理費用補償

●破損・汚損等修理費用保険金

修理費用保険金の事故以外の不測かつ突発的な事故
の場合は、支払限度額は10万円となります。ただし、
自己負担額10,000円があります。



浴室で、滑って
転び浴室ドアに
ぶつかり破損し
てしまった。

この保険の保険料は、所得控除(地震保険料控除)の対象となりません。